

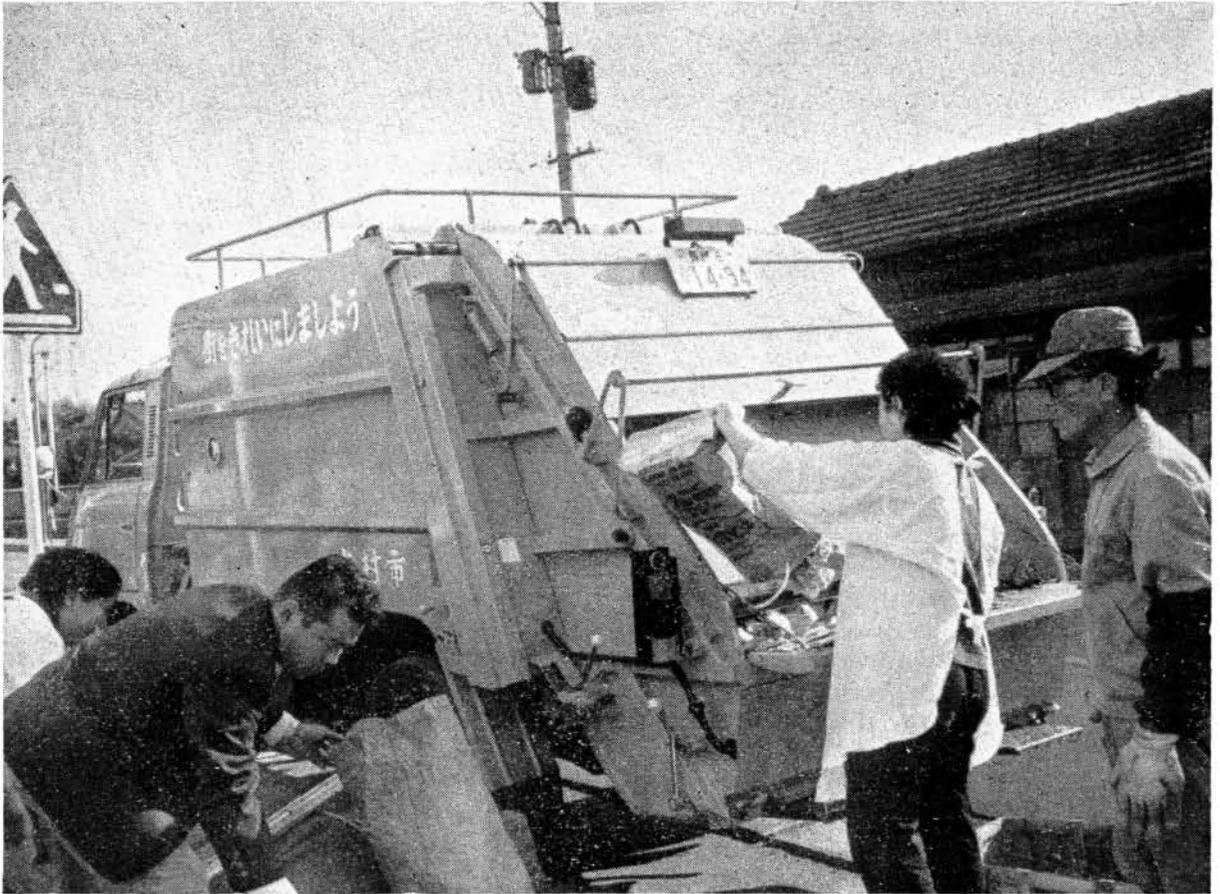
人口の動き			
	10月末現在	前月比	
人口	56,543	+ 5	
男	27,264	+ 5	
女	29,279	0	
世帯数	14,328	+ 22	

おおむら

12月 中旬号

No. 635

発行所/大村市役所 編集人/総務課長 土井音之助
郵便番号 856 印刷所/大村活版所



(ここをとじてください)

○

1

ゴミと戦う収集車 八幡町通りにて

年末だ

ごみは早めに

出しましょう

十二月は日が短く、寒さは日ごとに加わって、家の中では火の気が恋しく、野外の景色はわびしさを増し、月半ばには、あわただしい歳末の気分が町々にたただよいます。師走(しわす)、極月(ごくげつ)などという十二月の別称が、特に私たちの暮らしのうえのあわただしさに輪をかけているように思えます。

そこで、このあわただしさにふりまわされないために、毎日の家事は計画をたてて行ないましょう。たとえば、家の中のそうじのときには、周囲の清掃もして、たまったあきびんやあきカンなど、手ぎわよくまとめて清掃車に持っていきましょう。

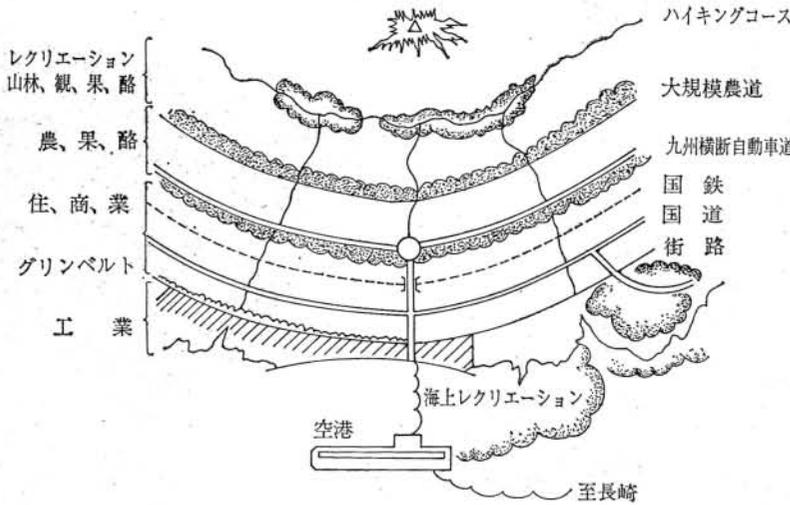
大村市基本構想案まとまる

健康で文化的な 調和のとれた 豊かな産業都市へ

市では、昭和六十年を目標とした本市の振興発展の方向を示す基本構想を作るため、九州大学都留教授、長崎大学

の市川、友岡両助教授のご指導のもとに、市民のアンケートの実施、街づくりの作文募集、市民有志との懇談会など

都市像(案)



を通じて、その作成をすすめて参りましたが、去る十一月二十八日大村市総合開発審議会に対し、この基本構想(案)について調査審議していただくよう諮問をいたしましたので、その構想(案)の概要をお知らせして、広く市民皆様の遠慮のないご意見ご批評を仰ぎ、地域の特性を生かした市民皆様の創意工夫をとり入れた構想にいたしたいと考えておりますので、なにとぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

一 大村市の未来像 (一) 都市像

一 住みよい豊かな

調和のとれた都市

風光明媚な大村湾と多良山系にいだかれた大村市の自然環境は、何ものにもかえがたい大きな遺産であり、この自然環境を生かし、生活機能、生産機能、文化機能を有する新しい都市へと発展するため明日の大村市のビジョンを次のように描きました。

「健康で文化的な市民のまち

海と緑と山そして澄みきった川。この大地で市民は育ち付き、いこいながら明日への

幸せを創造していく。子供は市民の宝として健全に育てられ、老人は孤独から解放され市民は単に住む人でなくここに住み働くことに誇りと満足と愛着を感じる都市であり、それは安全で健康、快適で利便な生活環境と都市機能を持ち、教育、文化、社会福祉施設などの完備した文化的な市民の街であります。

「水とみどりのいこいの都市

自然条件に恵まれた当市は海に山に豊かな自然を生かしたレクリエーションの場がありこの大村を訪れた人々が自然にいこい、たわむれ、親しむことのできる美しいいこいの都市であります。

「調和のとれた豊かな産業都市

めざましい発展をとげる我が国経済社会に考え合わせて大村湾東側臨海工業ベルト地帯の中心都市として農林水産業、鉱工業、商業、サービスなどの諸産業がそれぞれ高い生産力にささえられ近代的な産業として均衡发展し、すべての市民がゆたかな生活を営める調和のとれた産業都市であります。



歳末 たすけあい運動

十二月一日
十二月三十一日

く歳末たすけあいという
ことばは、ひろく一般に親しまれてきましたが、その歴史はかなり古いものです。

戦時中には一時中断されましたが、戦後になって再び町村ごとにおきてきました。

そこで寄付募集を一元化しようという動きの中で、歳末たすけあいのうち、金品の募集に限って共同募金に吸収され、昭和三十四年からは共同募金運動の一環として行なわれるようになりました。

以後、募金を実施して配分するのは共同募金の責任、配分金を個々の気のどくな方々へ贈りとどける仕事は社会福祉協議会の責任で行なうことになっていました。

市民の皆さんの暖かいご協力をお願い申し上げます。

あなた自身のもの

老後の生活を守る

年金時代が到来

国民年金制度が発足するに
り、残された遺族遺児の生活
前から(官公庁・会社・工場)まで年金によって保障されて
に勤める人に対しては、恩給
退職年金、厚生年金などの年
金制度があり、老後はもとよ
りながら(農林漁業者、中小
企業者、自由業者)について

年金の種類	分類	保険料納 付済期間 支給開始 年齢	年金支給額	
			年額	月額
1 老令年金	定額 所得比 例に加 入の時	四〇年 二五年 六五才 六五才	一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円	一、二五〇円 一、二五〇円 八、三三三円 八、三三三円
2 障害年金	一級 二級	一年以上 二〇才	一〇、〇〇〇円 六、〇〇〇円	八、三三三円 五、〇〇〇円
3 母子年金 と 4 準母子年金	子孫弟妹 が一人の とき 二人の時 三人の時	一年以上 未満の 時	九、二〇〇円 九、二〇〇円 一〇、〇〇〇円	七、六六六円 七、六六六円 八、三三三円
5 遺児年金	遺児一人 二人	一年以上 未満	九、二〇〇円 九、二〇〇円	七、六六六円 七、六六六円
6 寡婦年金		二五年 六〇才	夫が受ける 普の老令年 金の半額	同上
7 死亡一時金		三年	最低一〇、〇〇〇円 最高三〇、〇〇〇円	一、二五〇円

はなんの年金制度もありません
でしたが本人はもちろん、
一家の大黒柱が倒れたあとは
生活不安におとされさびしい
余生を送るのでした。こうし
た人を救うために、昭和三十
四年に国民年金制度が発足し
たわけです。

国民年金はこのようなわけ
で生まれたのですから、これ
にしぶしぶ加入したり、税金
を払うような気持ちで保険料を
納めるのでは制度が泣くとい
うものです。たとえ二十才
に加入して三十才で重度の障
害になると障害年金、一家の
大黒柱をなくしたときは母子
年金、六十五才からは、また
老令年金が受けられるという
具合に一生のくらしが保障さ
れています。

国民年金は誰のためのもの
でもありません。あなたご自身
のものですからお互いに守り
育ててください。

▼障害、母子、遺児各年金は
事故日より一年以上の保険料
納付済期間がないと支給され
ません。

▼老後の不安を解消するため
国は、五年ごとに国民生活の
変動により年金額を調整する

よう法律で定めてありますの
で、古い時代の年金や保険に
対する不信は、国民年金には
通用しません。

▼保険料の納入に苦しい被保
険者には、保険料を免除され
るしくみになっておりますの
で、国民年金係へお出かけく
ださい。

▼保険料は毎月忘れずに納入
してください。

水道管にも

防寒を

特に戸外の水道、むきだし
の水道管は、凍ったり、破裂
するおそれがあります。じゃ
口や水道管には、早めに防寒
をしましょう。

◎こんな所には必ず防寒を

- 。北向きの所
- 。風当たりの強い所
- 。家の外にある水道

○防寒のしかた 手近な方法

むきだしの水道やじゃ口に
布を約二センチの厚さにまき
その上をビニールテープでま
いて水にぬれないようにする
と効果があります。

(注) 破裂した場合の経費は
使用者負担です。



成人式について話し合う備準備会の皆さん

成人式準備会

申し合わせきまる

今回の成人式は、新成人該
当者代表により準備会をつく
り、話し合いをつづけた結果
特に新成人の主張、アトラク
ション、記念植樹は新成人こ
ぞって行なおうと、それぞれ
準備を進めておりますので、
皆さんのご協力をお願いしま
す。

成人式は、新しい社会人と
しての出発点にたつものです
各自その意義を考え、服装は
できるだけ簡易にして出席い
たしましょう。

- なお、住民表を基に名簿をつ
連絡先 社会教育課
- 一、式典
 - 二、新成人の主張
 - 三、式典讃歌(大高女子部)
 - 四、アトラクション
 - 五、記念植樹(青年の樹)
- 日時、一月十五日 午前十時
場所 大村市民会館



予防接種による事故は届け出を

予防接種をうけた人で、予防接種による副反応と認められる場合は救済制度が設けられた旨、県衛生部長より通知がありましたので該当の方はもれなく市衛生課へ届け出てください。

◎対象者

事故の対象となる人は定期及び臨時の予防接種を受けた人で

1 予防接種の副反応と認められる疾病により治療を受けている人。

2 予防接種の副反応と認められる疾病により後遺症を有する人。

3 予防接種の副反応と認められる疾病により死亡した人の遺族。

◎届出の期限

昭和四十五年十二月十九日

百日咳、ジフテリア

破傷風(混合)の

予防接種

▽対象者

○第一期のもの(初回免疫者)生後三カ月以上たったもので、まだ初回免疫接種が完了していないもの。

○第二期のもの(追加免疫者)初回免疫接種完了後一年から一年半たったもの。なおこの期間に接種ができなかったもの。

▽禁忌者

○心臓、じん臓、呼吸器疾患、脚気、胸腺リン巴体質の徴候がある方は接種前に医師と十分相談してください。

当日は母子手帳を必ず持参してください。

◎時間はいずれも午後二時から三時まで。

会場 / 接種日	1	2	3
竹松本町公民館	12月22日	1月19日	2月16日
諏訪公民館	12月23日	1月20日	2月17日
市役所	12月24日	1月21日	2月18日
三浦診療所	12月25日	1月22日	2月19日
松原出張所			
福重出張所			
市立病院			
萱瀬出張所			

償却資産の申告を

償却資産の所有者は毎年一月一日現在で、その資産について市長に申告しなければならぬことになっております。

で、法人および個人で償却資産をもっておられる方は、次の要領で必ず申告してください。償却資産とは、土地および家屋以外の資産で、事業の用に供することのできる資産また自己使用のものばかりでなく、他人に貸しているものも含まれます。

- (1) 申告しなければならない資産。
- (イ) 構築物(煙突、軌条、貯水池、水槽など)
- (ロ) 機械および諸装置(農機具など)
- (ハ) 航空客船、運搬船、漁船
- (ニ) 航空機、(ホ) 車両および運搬具(大型特殊自動車、手押車など)
- (ヘ) 工具器具および備品、(ト) 遊休、未稼働の資産、簿外資産

- (2) 申告書提出先、課税課
- (3) 申告期限、昭和四十六年一月二十日

申告用紙は課税課または、各出張所にあります。

福祉年金受給者

- 一、老令福祉年金の支給要件
- (1) 七十才をこえている人
- (2) 明治四十四年四月一日以前に生まれた人

- (3) 普通恩給、普通扶助料の受給者で年間二万四千元以下の人
- (4) 戦争にもとづく年金受給者

は年間十六万七千三百円以下の人

- 二、障害福祉年金の支給要件
- (1) 自分で日常の用をすることができない重度障害の人
- (2) 昭和三十六年四月一日以前に初診日のある人
- (3) 明治四十四年四月一日以前に生まれた人

- (4) 普通恩給、普通扶助料の受給者で年間障害福祉年金額以下の人
- 三、母子福祉年金の支給要件
- (1) 中学校卒業前の子を養っている人でつぎの方
- (2) 昭和三十六年四月一日前に夫と死別した人
- (3) 明治四十四年四月一日以前に夫と死別した人

(4) 普通恩給、普通扶助料の受給者で年間母子福祉年金額以下の人

この福祉年金は本人や扶養者にある程度の所得があるときは制限されることがあります。年金額 四十五年十月より

年金の種類	年額	月額
老令福祉年金	20,000円	1,667円
障害福祉年金	10,000円	833円
母子福祉年金	10,000円	833円

原爆被爆者養護ホームの収容者募集

▼収容対象者 県内に居住する原爆被爆者(特別、一般と)で年令に制限はありませんが、次のいずれかに該当する人。

- 1. 身体上または精神上著しい欠陥があるため常時の介護を必要とする者。
- 2. 身体上、精神上または環境上の理由により居室において養護を受けることが困難な者(右の1、2とも現に入院治療を要する状態にある者を除く)

▼申込方法 市役所社会課経由で長崎県知事に申請する。

▼入所費用 本人または生計を維持する者の所得につき前年の所得税が二万九千二百円以下は無料ですが、同金額以上の人は一部負担があります

▼施設の名称、所在地 名称「恵の丘原崎原爆ホーム」所在地「長崎市三ツ山町一三九番地二」

郵政省職員採用試験

- 採用人員および採用職種
- 九州 外務職員 三〇〇名
- 東京 外務職員 一〇〇名

京阪神外務職員 二〇〇名 応募資格

○昭和二十年四月二日から昭和二十八年四月一日生まれの健康な男子(昭和四十六年三月高等学校卒業見込の者を含む)

○東京地区については、昭和五年四月二日から昭和三十一年四月一日生まれの健康な男子

○試験日 試験地

○第一次試験 昭和四十六年一月十七日 教養試験および適性試験 熊本市など二十八ヶ所

○第二次試験 昭和四十六年二月上旬 人物試験および身体検査 申込受付期間 昭和四十五年十二月十日から昭和四十五年十二月二十六日

(当日消印有効) ※受験希望者は十二月八日以降もよりの郵便局まで申込書を請求してください。

今月の無料法律相談日

12月17日 9時30分～15時まで